

令和 7 年第 2 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 7 年 2 月 25 日 (火)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 30 分				
閉 会 時 刻		午後 3 時 00 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	欠席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	欠席
	5	金子 純子	欠席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 5 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 4	議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
日程第 5	議案第 7 号 非農地判断について
日程第 6	議案第 8 号 地域計画(案)の意見聴取について
日程第 7	専決処分について
そ の 他	

議 長	これより、議事に入ります。 日程第 1 議事録署名委員の指名
4 番	農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、13 番、2 番にお願いします。
議 長	日程第 2 議案第4号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議 長	議案第4号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の 4 番より、申請地の状況について説明をお願いします。
4 番	先日、現地を確認しました。申請地は〇〇地内、〇〇の北側です。〇〇の脇の細い道を西へ50m程進んだ左側に申請地があります。現地はきれいに管理されていました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	譲受人は、譲渡人の弟です。現所有者は、平成〇年に相続により申請地を譲り受けていますが、昭和〇年に譲受人が隣接地に住居を構えてからは、譲受人が耕作を行っています。今回、実態に即して所有権移転を行いたいとのことで、申請となります。申請地では、大根、長ネギ等の露地野菜を作付けしています。経営面積は今回の申請面積である 982 ㎡となります。農業従事日数は 160 日です。
議 長	ただいま、4 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	譲受人は弟とのことで、申請面積と経営面積が同じということは、これから農業を始めるということですか。
事 務 局	今までは、農地の取得に関して下限面積の制限がありましたが、法改正により令和 5 年度より撤廃されたことから、適正に農地管理できていることが確認できれば農地取得の要件を満たすことができます。今回は、兄の農地を弟が長年に渡り、適正に管理していることが確認できましたので、今回の申請に至ったものです。
議 長	他に質疑等ありますか。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3
委 員	条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
	日程第 3 議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案第5号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について審議に入ります。
	議案 1、本件担当の 8 番より申請地の状況について説明をお願いします。
8 番	申請地は〇〇地内、〇〇の東側になります。現地は耕作されきれいに管理さ

議 長 事 務 局	れていました。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、いるま野地域明日の農業担い手育成塾を経て、令和〇年〇月に就農した農家で、南平沢地内にて栗の栽培を行っています。申請地については、利用権設定の更新となります。経営面積は、借入地のみで7,110㎡となります。農業従事日数は285日、トラック1台、動力噴霧器1台を所有しています。
議 長	ただいま、8番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。 続いて議案2に入ります。事務局より申請地の状況及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	申請地は〇〇地内、〇〇から〇〇方面へ進み、急カーブがあります。その手前に〇〇があり、そこを左折して、道なりに進んだ南側の2ヶ所です。現地はきれいに管理されていました。 続いて、申請人の状況を説明します。申請人は母体である〇〇給食用の野菜を自給自足することを目指している事業者であります。経営面積は、借入地のみで9,640㎡、申請地は、借受人の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。農業専従者は4名、耕運機、トラクター、トラックを所有しています。
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。 続いて議案3に入ります。議事参与の制限により、委員は退室願います。（委員退室。）
2 番	申請地の状況について、2箇所あります。〇〇地区を2番、〇〇地区を8番に説明をお願いします。
議 長 8 番	先日現地確認へ行きました。申請地は〇〇地内、〇〇小学校を西に300m程行った場所になります。現地はきれいに耕作されていました。 〇〇地区を8番に説明をお願いします。 申請地は〇〇地内、〇〇の西側です。現地はきれいに耕作されていました。

議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、市内で、カブ、白菜、落花生等を大規模に栽培し家族〇人で営んでいる農業者であります。経営面積は、法人面積と合わせ約 6ha、申請地については、利用権設定の更新となります。農業従事日数は 250 日、譲受人の家族も 200 日以上従事しており、トラクターや耕運機等、多数の耕作機械を所有しています。
議 長	ただいま、8 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。 （委員入室。）
7 番	続いて議案 4、本件担当の 7 番に申請地の状況について、説明をお願いします。 先日現地確認へ行きました。申請地は〇〇地内、〇〇から〇〇へ向かう通りの〇〇線の踏切の手前です。現地は栗畑でした。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、平成〇年から利用権設定にて、市内にて栗の栽培を行う法人です。栗の栽培のほか、栗を使った商品の企画も積極的に行っています。経営面積は、借入地のみで 4,940 ㎡となり、新規で農地を集積して経営拡大を図りたいとのことです。農業従事日数は 150 日です。
議 長	ただいま、梅澤委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
事 務 局	日程第 4 議案第 6 号 農業中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について 議案第 6 号農業中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。 議案 1、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請地は〇〇地内、〇〇の西側で、土地改良で田んぼの農地整備をした場所になります。申請地は田んぼで耕作はされていませんが、きれいに管理されて

		いました。 借受人は花きをはじめ水稲、ハパイヤ里芋、など栽培する認定農業者です。 年間の農業従事日数は350日。経営面積は、約9.4haとなります。今回の申請は、昨年〇月の更新の際に、所有者との調整が間に合わず漏れてしまったものです。申請内容から、要件は満たしていると思われます。 ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。
議 長		ありません。
委 員		質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
議 長		異議なし
委 員		異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
議 長		続いて議案2について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請地は〇〇地内、県道〇〇線の〇〇交差点を〇〇方面へ200m程進んだ右側に〇〇があり、その南側の奥に農地があります。申請地は、草刈されきれいに管理されていました。 借受人は、全国で21か所の農場を開設し、オーガニックの野菜等に力をいれている農業者で、広域で認定農業者の認定を受けています。経営面積は、約16haとなります。今回の申請は、昨年〇月の更新の際に、所有者との調整が間に合わず漏れてしまったものです。 ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。
議 長		ありません。
委 員		質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
議 長		異議なし
委 員		異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
議 長		続いて、議案3について本件担当、新堀地区を事務局。〇〇地内を8番より申請地の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請地は〇〇地内、〇〇と県道〇〇が交わる交差点の南側です。現地は草刈され、きれいに管理されていました。
8 番		〇〇地内は、申請地が複数ありますので案内図の順番で説明します。利促-3-2は、県道〇〇線〇〇の西側です。現地は草刈され、きれいに管理されていました。利促3-3は、先程の3-2の30m東側になります。県道〇〇線を間に挟んだ両側になります。現地は草刈され、きれいに管理されていました。利促-3-4は、〇〇の30m北側になります。現地は草刈され、きれいに管理されていました。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
議 長		借受人は、市内でネギを中心に栽培する農地所有適格法人です。
事 務 局		経営面積は約7.7ha、経営地の近くにて、新規で農地を集積して経営拡大を図

	りたいとのことです。従業員〇名おり、ネギの収穫機等の耕作機械等も所有しています。 ただいま、８番及び事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。 異議なし 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
議 長	
委 員	
議 長	
委 員	
議 長	
	日程第５ 議案第７号 非農地判断農業法第２条第１項に規定する農地に該当しないことについて 議案第7号非農地判断農地法第２第１項に規定する農地に該当しないことについて議題とします。事務局より説明をお願いします。 非農地判断については、遊休農地調査により、再生困難と判断された農地の中から、〇〇地内の農地、〇筆、〇㎡につきまして非農地候補に選定して審議に諮らせて頂きました。 〈資料に基づき内容説明〉
事 務 局	
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
12 番	このような再生困難な農地は市内に沢山ありますが、非農地判断の候補地として選んだ理由は何ですか。
事 務 局	再生困難と判断された農地から、現況の形状や周辺農地の状況から〇〇地区を非農地の候補地といたしました。
12 番	今後もこのような農地については、非農地判断をしていくということですか。
事 務 局	今後も遊休農地調査により再生困難と判断された農地の中から選定して非農地判断を行っていきたいと考えています。
12 番	非農地と判断された場合には地目はどうなるのですか。
事 務 局	農業委員会では、地目変更は行いません。非農地判断された農地の地権者が現況に応じた地目に変更を行います。地目変更をしなければ、農地の地目のままで農地台帳から消去します。
委 員	地権者へ同意は確認するのですか。
事 務 局	非農地と判断された場合は、意向確認書により地権者へ意向確認をして同意があった農地について非農地とします。その後、非農地判断された農地については、一覧表を税務課へ送ります。それを基に現況に応じて農地以外の課税がされます。
委 員	非農地判断された場合、農業委員会から証明書は発行されますか。
事 務 局	農業委員会から証明書は発行しません。地目変更の申請を法務局にした際

議 長 委 員 議 長	に、農業委員会に非農地かどうかの照会があります。そこで、非農地であると回答することにより地目変更されます。 他に質疑等がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地と判断することで異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本案件は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地と判断することで承認とします。
委 員 議 長	日程第6 議案第8号 地域計画(案)の意見聴取について
事 務 局	議案第8号地域計画(案)の意見聴取について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。 〈地域計画(案)の資料に基づき内容説明〉
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
8 番	地域計画(案)の地域の農業を担う者一覧(目標地図に位置図ける者)について、10年後の目標も現況と同じ数字ですか、近隣市町村も同じ状況ですか。
事 務 局	近隣市町村も同じような状況と聞いています。農業新聞等で目標地図に一体的に色付けがされるような先進地域は少ないと思います。今後も農地所有者への意向調査や担い手農家の規模拡大の意向を確認して目標地図に反映し精度を高めて行きたいと考えています。今回は、現在の状況把握と今後の課題、地域における将来の在り方を、地域の関係者で話し合い策定したものになっています。農業委員会として、将来の在り方等意見があればお願いします。
委 員	現状の課題で担い手の確保とありますが、他の市町村での事例等はありませんか。
事 務 局	あまり聞かないですが、〇〇市では、新規就農者のため農地の地域を決めて、貸付農地を確保していると聞いています。
委 員 事 務 局	日高市独自で、新規就農するにあたり、規制緩和等できないのですか。 原則は、農業大学校へ通い2年間の研修を経て新規就農となります。そのような実績がないと経営開始に伴う資金が必要な場合に県や国の補助金の対象となりません。資金を必要としない新規就農者に対しては、農地の経験や知識があれば農地の貸し借りから始める等最近では柔軟に対応する市町村も増えています。また、〇〇市では、新規に農地を借りるにあたり荒れた農地を整備するための補助金支援の制度があります。日高市でも令和7年度、同様の補助金制度を考えています。
委 員	新規就農者に対して、マスコミなどを活用してPRしていく必要があると思

事務局	います。 新規就農者を迎える体制を整える必要があるため難しいですが、援農等の活動を通して、就農への取り組みをPRできればと考えています。
3番	目標地図は、利用集積を促進するうえでどのように活用すればいいですか。
事務局	目標地図に担い手農家の利用している土地が色付けされていますので、先日お配りした現況地図と見比べて周辺の貸出希望農地を利用集積に活用して協力頂ければと思います。
2番	最終的には、一人の担い手にその周辺農地を集約して使用していくということですか。例えば、他の担い手農家が利用している場合も交換等をするものもあるのですか。
事務局	今後の協議の中で、行政と担い手農家や土地所有どうして話合って、担い手農家に利用し易く集約を進めて行ければと考えています。
2番	農家の方が、農地を手放したいと情報があった場合、誰が間に入り集約を進めるのですか。
事務局	農業委員会に相談があれば、担い手農家へ情報提供をします。また、農協へも離農する農家の情報があれば、情報提供を依頼しています。
2番	日高市で新規就農する方が他市に比べて少ない訳ではないのですが、日高市で新規就農する魅力がないのが実情です。野菜の産地として認知度が上がれば、新規就農者も増えていくと思いますので、そのような活動を進めていきたいと思います。
議長 委員 議長 委員 議長	他に質疑等がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。今回の計画について、意見なしで異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
委員	日程第7 「専決処分の報告」について 日程第7「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が1件、農地法第5条第1項第6号が1件あります。質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。